

家庭用消火器薬剤詰替斡旋事業実施要綱

- 制 定 昭和62年10月16日区長決定
要綱第67号
- 改 正 平成5年5月10日部長決定
平成5年5月要綱第42号
- 改 正 平成14年5月1日部長決定
平成14年要綱第51号
- 改 正 平成15年4月1日部長決定
平成15年要綱第30号
- 改 正 平成21年3月27日部長決定
平成21年要綱第167号
- 改 正 平成27年3月31日部長決定
平成27年要綱304号

(目的)

第1条 この要綱は、薬剤有効期限が経過した家庭用消火器の薬剤の詰替（以下「詰替」という。）を斡旋することにより、消火器の機能維持を図り初期消火の徹底を期するものとする。

(斡旋対象者)

第2条 斡旋対象者は、区内居住者とする。ただし、消防法施行令により消火器の設置を義務づけられている防火対象物件所有者を除く。

(対象消火器)

第3条 詰替の対象となる消火器は、家庭用消火器で、詰替可能なものとする。

(取扱業者の指定)

第4条 詰替の取扱業者は、東京都消防設備協同組合第4支部の区内業者（以下「指定業者」という。）とする。

(斡旋方法)

第5条 斡旋を希望するものは、住所・氏名・連絡先電話番号・薬剤種類・容量・本数を防災課に通知する。通知方法は、防災まちづくり部長が定める。

(申込み期間)

第6条 申込み受付け期間は、防災まちづくり部長が定める。

(詰替料金)

第7条 詰替の対象となる消火器の詰替料金は、指定業者と協議して別に定める。

(消火器の預り方法)

第8条 指定業者が詰替を必要とする消火器を申込者から預かるときは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 申込み通知書を持参して、申込者宅を訪問し、申込みの確認をする。

(2) 対象消火器の外観点検を行い、詰替可能な消火器には、申込者の住所氏名および電話番号を記入したシールを当該消火器に貼る。

(3) 申込者に対しては、消火器預り証を交付する。

(詰替消火器の取扱い)

第9条 詰替消火器は、預り証を交付した日から起算して7日以内に詰替を完了させ、所有者宅に配達する。

2. 詰替た消火器には、指定業者の消火器点検票を貼付する。

(その他)

第10条 前各条に定めるもののほか、本要綱の運用に関し必要がある場合は防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和62年11月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成14年5月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日より適用する。